

届け出は14日以内にお願いします。

◇届け出が必要な事項

	こんなときには届出を	持参するもの
国保に入るとき	他市町村から転入してきたとき	転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	他市町村へ転出したとき	保険証
	他の健康保険に加入したとき	国保と健康保険の保険証
	生活保護をうけるとき	保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証
	保険証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	使えなくなった保険証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他市区町村に住むとき	保険証、在学証明書
	修学を終えたとき	保険証、 ^② 保険証
	出かせぎなどで別個の保険証がほしいとき	保険証

◆ 住民異動の届出について ◆

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、早めに行ってください。

種類	期間	届出人	保健国 保険 証 康民 手帳	金 民 年 賃 明 書 出	転 居 保 介 護
転入届	横越町に引越ししてきましたとき	引越してきてから14日以内	○ ○ ○		
転出届	横越町外に住所を移すとき	あらかじめ転出する日まで	○ ○ ○		
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	○ ○ ○		
世帯主 変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	○ ○ ○		

県内において、不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発していることから、窓口で身分確認を求める場合があります。なお、代理人による届出の場合は、委任状、印鑑を忘れずに持参してください。

※65歳以上の方、もしくは40歳以上の方で介護保険の被保険者証をお持ちの方は、転出・転居の際には提出をお願いします。

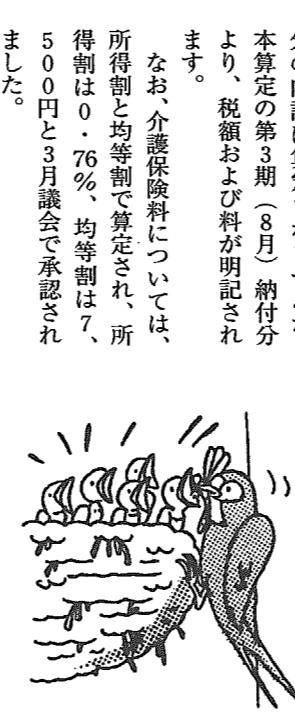
異動の際は 忘れずに！

～国民健康保険～

卒業、入学、就職、転勤と異動の多い季節になりました。この春、卒業、入学、そして新しく社会人になる方は、期待に胸をふくらませ、新しい環境に向けて準備を進めていることでしょう。そこで忘れてならないのが保険証の確認です。左表のような異動が生じたときは、14日以内に町民生活課で手続きをしてください。国民健康保険について不明な点などがありましたら、町民生活課（385-122）へお問い合わせください。

平成12年4月1日より介護保険制度が始まります。それに伴い、国民健康保険税部分の医療分と介護保険2号被保険料分の介護保険税と一体徴収になります。1期、2期分は仮算定のため特例徴収となり、医療分、介護分の合算額の一体徴収になります。国民健康保険税部分の医療分と介護保険2号被保険料分の介護保険税と一体徴収になります。2111内線122へお問い合わせください。

国保税と2号保険料



4月1日から、介護保険がスタート。

急速に高齢化が進む日本。介護を必要とする高齢者が増え、いまや介護はだれもが直面する問題です。介護が家族に大きな負担となっているなか、高齢者の介護を社会全体で支える新しい仕組み、介護保険制度が4月1日から始まりました。

●加入・申請

Q 介護保険は、どんな人が対象になるのですか？
A 40歳以上の国民のみなさんが加入し、保険料を納めます。加入者は、65歳以上（第1号被保険者）と、40～64歳（第2号被保険者）に分けられ、保険料の額や支払い方法が異なります。

Q 介護保険のサービスを受けるには、どうすればいいのですか？
A 介護保険のサービスを利用するには、まず、介護を受ける必要があるかどうかを判定する「要介護認定」の申請を、横越町に出さなければなりません。

●要介護認定

Q 要介護認定では、どんなことを聞かれるのですか？
A 調査員が自宅などを訪問し、視力や聴力、手足の運動能力、身体のまひ、どのような治療を受けているかなど、全国一律の基準により、85項目の調査を行います。

Q 介護の認定ランクは、一度決まるとそのままなのですか？
A 要介護認定は、6か月ごとに見直されます。心身の状態が悪化したときは、その時点で申請すれば再認定してもらうことも可能です。

Q 要介護認定で介護サービスの対象外となった人にはどのような対策があるのですか？
A 介護保険からサービスを受けられない人に対しては、横越町で実施する生活支援サービスなどの利用が検討されることになります。

●ケアプラン

Q 要介護認定を受けたら、次にどうすればいいのですか？
A 居宅介護支援事業者を選んで、自分の希望に合った介護サービス計画（ケアプラン）を作ってもらいます（無料）。どのようなサービスが必要か、介護支援専門員（ケアマネジャー）とよく相談してください。

●費用・負担軽減

Q 介護サービスの利用料の自己負担はどのくらいですか？
A サービスの利用者は、原則として、かかった費用の1割を負担します（ただし、負担軽減のため一定額で頭打ち）。所得の低い方の場合は、負担の上限を低くして負担が重くならないようにします。



Q 高齢者の保険料は、しばらく徴収しないと聞きましたが…？
A 65歳以上の方の保険料については、新しい制度や負担に慣れていたくため、国の財政支援によって2000年4月～9月の半年間は納めなくてもよく、その後の2000年10月からの1年間は本来の保険料の半額を納めていただくことになります。

●要介護認定の申請からサービス開始まで

（申請）

横越町の窓口に申請書を提出してください。

（訪問調査）

横越町の職員や介護支援専門員が家庭などを訪問して心身の状態を調査します。併せて、町が医師に意見を求めます。

（要介護認定）

介護認定審査会において、保健・医療・福祉の学識経験者が全国一律の基準に基づいて審査・判定を行います。

（ケアプラン作成）

要介護認定を受ければ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもられます。また、心身の状態に合った施設を選ぶこともできます。

（サービス利用）

1割の自己負担で、利用者に合った介護サービスを利用するることができます。

●詳しくは役場健康推進課介護福祉係までお問い合わせください。☎ 385-2111

●なお、4月から健康推進課は、保健センターから役場1階に移りました。